

# 青森県報

第五百九十四号

令和五年  
四月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(中南地民局) ……三
- 右 同……………(下北地民局) ……三

### 人事委員会

- 労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………(事務局) ……三

### 公安委員会

- 少年指導委員の委嘱……………(生活安全企画課) ……四
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱……………(交通安全企画課) ……五

### 雑 報

- 令和五年度調理師試験の実施について……………(保健衛生課) ……三

## 告 示

### 青森県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人弘前豊徳 会	弘前市大字大川 一〇中桜川一八の 一	短期入所 生活介護	特養併設短 期入所生活 介護サ ン タハウス弘 前	令和 五・四・一
	弘前市大字大川 一〇中桜川一八の 一			

### 青森県告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行 う 事業所	指 定 年 月 日

社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一八の字中桜川一八の	介護予防短期入所生活介護	特養併設短期入所生活介護センター	弘前市大字大川一八の字中桜川一八の	令和五・四・一
-------------	-------------------	--------------	------------------	-------------------	---------

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、榲地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し  
令和五年四月四日から同年五月一日まで  
藤崎町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 カネキ木村建築
  - 二 氏名 木村七五三男
  - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字豊田三八一ハイツ寿一号
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第四二九五号
  - 五 取消年月日 令和五年三月八日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
    - 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和五年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社辻村建設
- 二 代表者の氏名 辻村永
- 三 主たる営業所の所在地 青森市南佃一丁目五の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第九六一六号  
五 取消年月日 令和五年三月十六日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東建築

二 氏名 羽場東

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字熊嶋字豊田二〇七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第二〇〇八五二号

五 取消年月日 令和五年三月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北動工業

二 代表者の氏名 齋藤賢彦

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平三七の四七八

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第六〇〇一〇〇号

五 取消年月日 令和五年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会告示五第二号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号(労働基準法別表第一の号別区分)の一部を次のように改正する。

令和五年四月三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

別表第十二号の項中「同校舎及び」を削る。

公安委員会



氏 名
連 絡 先
活動区域

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

令和五年四月三日

青森県公安委員会告示第四十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により令和五年四月一日、次に掲げる者を地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国  
家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

千 葉 康 広 板 橋 信	（電話 〇七―五二―三三二） むつ警察署生活安全課 （電話 〇七五―三二―三三二）	（電話 〇七―五二―三三二） 兵衛町、乙徳兵衛町、油横丁、寺小 路、横町、国道一〇二号周辺（浅 瀬石字稲田、中川字篠村、中川字花 岡、アクロスプラザ周辺（富士見 一〇三番地）の区域及び平川一 ち、平賀駅前周辺（本町北柳田一 地から二七番地まで）の区域
七番、旭町四番）の区域	（電話 〇七五―三二―三三二） むつ市のうち、横迎町周辺（本町、 柳町一丁目一から二番まで、横迎 町一丁目一から一五番まで、田名 部町、新町三五番地）、小川町周 で、小川町二丁目一から一六番ま で、小川町二丁目一から一八番ま で、金谷周辺（金谷一丁目一から 一三番まで、金谷二丁目一から 一三番まで、十二林三番）、下北 川周辺（下北一五番から九番まで、 下北一五番、仲町一五番から三番 で、仲町一三番から一五番まで、若 松町一三番から二番まで、若松町一 番から二番まで、南町一五番から 番まで、南町六番から九番まで、南 町一五番、赤川町一から一七番ま で、南赤川町一から一七番ま で、大湊駅周辺（大湊新町一から 七番まで、大湊新町二〇番から二 七番まで、大湊新町二〇番から二 七番まで）、駅通り周辺（中央二丁 目	

長内石男	北村栄子	秋田谷洋子	今井敏昭	飛澤新也	白取俊廣	岡本守	小田桐光子	山崎世里子	豊川幸子	田中忠治	福井哲造	佐々木重光	石田勝雄	佐藤繁規	三上悦郎	三上勝則
------	------	-------	------	------	------	-----	-------	-------	------	------	------	-------	------	------	------	------

青森警察署交通第一課  
（電話 〇一七―七二―三三―〇二一〇）

青森警察署の  
管轄区域

北 村 満	大 坂 美 保	齋 藤 敏 春	沖 崎 英 司	鳴 海 満	今 ま ゆ み	木 村 喜 有	相 馬 誠 二	相 馬 鐵 雄	渡 邊 正 明	伊 藤 尚 三	木 村 清 嗣	木 村 俊 信	横 内 一 彦	福 原 寛	木 村 鐵 男	長 内 春 代
-------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------

嘉 賀 茂	宮 本 義 美	竹 内 眞 也	若 佐 雅 章	野 藤 聡	泉 谷 一 博	鳴 海 義 彦	嶋 中 元	森 郁 子	石 岡 誠 一	山 内 栄 隆	天 内 不 二 雄	工 藤 躍	荒 内 護	相 坂 知 子	伊 藤 喜 代 志	
		大間警察署交通課 (電話 〇一七五―三七―二二二)						外ヶ浜警察署交通課 (電話 〇一七四―二二―二二二)					青森南警察署交通課 (電話 〇一七二―六二―四〇二)			
		大間警察署の 管轄区域						外ヶ浜警察署 の管轄区域					青森南警察署 の管轄区域			

岡本睦夫	小山内國晴	鈴木賀暢	橋本幸子	木戸忠勝	新渡只夫	四戸巧	櫛引俊光	橋本健一	白濱憲一	山道千代	櫛引富久彦	成田功	大瀧哲治	菊池政彦	渋谷純一	川口義男
弘前警察署交通第一課 (電話)〇一七二―三二―〇二二		野辺地警察署交通課 (電話)〇一七五―六四―二二二										むつ警察署交通課 (電話)〇一七五―二二―一三二				
弘前警察署の 管轄区域		野辺地警察署 の管轄区域										むつ警察署の 管轄区域				

山内豊	小田桐久夫	山内義則	村上功	小山重信	蝦名隆	木村論	竹内民雄	駒井秀章	高谷友衛	館山秋聲	岩崎博	山内潤一	相馬満永	三浦道吉	相馬国雄	白澤盛幸
-----	-------	------	-----	------	-----	-----	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------

今井英一	川村健幸	三上義行	佐藤徳美	木村龍悦	成田喜弘	藤田篤	稲葉光行	小山三千雄	松森和子	三上隆治	柳田晶子	一戸ゆき	柳田美津江	木村諭	三上柁義	館田俊行
------	------	------	------	------	------	-----	------	-------	------	------	------	------	-------	-----	------	------

山中政広	石岡三弘	島村隆	野宮洋治	吉田博身	佐々木富雄	小鷹昭男	片山勝明	熊谷敏	成田巽	工藤満	成田弘志	山川育男	鈴木孝俊	佐藤靖子	菊地義篤	福津真	
			五所川原警察署交通課 (電話 〇一七三―三五一―二四二)									つがる警察署交通課 (電話 〇一七三―四二―三二五〇)					
			五所川原警察署の管轄区域									つがる警察署の管轄区域					

山 口 京 子	木 村 市 太 郎	成 田 善 英	坂 田 英 雄	葛 西 ヒ ロ 子	横 山 聖 子	野 上 茂 樹	須 郷 耕 二	和 田 ま す み	野 呂 哲 夫	長 尾 敦 子	寺 田 政 史	神 千 代 茂	今 広 樹	太 田 修 次	岩 谷 博	泉 谷 道 久
------------------	-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------

黒石警察署交通課  
(電話 〇一七二一五二一三二一)

黒石警察署の  
管轄区域

佐 藤 昭 士	工 藤 隆 一	山 田 広	北 山 良 二	谷 川 重 次 郎	久 保 田 定 治	岩 間 泰 文	中 畑 喜 美 男	藤 本 俊 一	一 戸 幸 喜	成 田 和 朗	内 山 正 志	大 谷 勝 弘	工 藤 安 一	内 山 公 男	兼 平 隆	中 村 一
------------------	------------------	-------------	------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------

八戸警察署交通第一課  
(電話 〇一七八一四三一四二一)

八戸警察署の  
管轄区域

中 城 彰	豊 田 智 万	槻 ノ 木 沢 茂	中 居 規 文	石 川 絹 子	細 越 高 夫	在 家 利 博	築 瀬 寛	深 川 日 出 夫	柁 谷 ト シ	関 野 敏 夫	見 付 正 美	山 村 久 敏	滝 川 和 雄	佐 々 木 伸 悦	中 村 萬 之 助	武 内 慶 雄
-------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	------------------

萩 原 則 好	高 橋 仁	山 本 亀 次 郎	林 賢 吉	山 田 敏 悦	尾 形 賢 一	磯 谷 勝 廣	運 上 和 子	荒 谷 梨 花	金 沢 香	阿 部 秀 子	堀 切 房 子	畑 中 優 子	松 倉 チ エ	田 中 俊 夫	吉 田 忠 春	工 藤 幸 子
------------------	-------------	-----------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

三戸警察署交通課  
(電話 〇一七九—二二—二三五)

三戸警察署の  
管轄区域

根岸光子	佐々木富美子	川村愛	松村加代子	澤田良子	大塚勝子	赤坂朝喜	佐々木重喜	窪田昇	森山猛	竹村福松	沢口繁	佐藤厚子	泉澤美智子	砂葉和夫	竹林武志	佐藤市三郎
					十和田警察署交通課 (電話)〇一七六一二三一三一九五)						五戸警察署交通課 (電話)〇一七八一六二一三二四二)					
					十和田警察署の管轄区域						五戸警察署の管轄区域					

小笠原勝彦	天間進	甲地直美	千曳俊昭	寺前勲	榎本興悦	酒井美代志	福田学	今泉一識	山口隆星	古舘正次	苔米地光雄	種市義弘	大卷義裕	庭田啓子	山谷スイ子	
							七戸警察署交通課 (電話)〇一七六一六二一三二〇二)									
							七戸警察署の管轄区域									

種市 薫	三沢警察署交通課 (電話) 〇一七六一五三一三二四五)	三沢警察署の 管轄区域
橋本 義隆		
下田 レイ子		
坂本 シギ		
福田 妙子		
村田 昭子		
保土沢 順一		
関根 やちよ		
園 勝江		
織笠 了子		
工藤 芳信		

雑

報

令和5年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和5年4月3日

公益社団法人調理師技術技能センター  
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月28日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和5年12月9日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで(災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施)

(3) 試験会場

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

2 受験申請書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年5月8日(月曜日)から6月2日(金曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所。ただし、青森市保

健所及び八戸市保健所は含みません。)

公益社団法人調理師技術技能センター

3 受験申請書類の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

令和5年5月8日(月曜日)から6月2日(金曜日)まで(同日消印有効)

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理師技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

令和5年5月8日(月曜日)から6月2日(金曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで

公益社団法人調理師技術技能センター 調理師試験担当

(3) 受験申請書類の郵送対応(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和5年5月8日(月曜日)から5月19日(金曜日)到着分まで

請求先は一般郵送受付と同じ住所

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学

資格を有する者(中学校卒業以上の者)

- 4 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者
  - (2) 職歴  
調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務（原則週4日以上かつ1日6時間以上）に従事した者
  - 5 受験手数料  
6,100円
  - 6 合格発表の日時等
  - (1) 日時  
令和5年12月15日（金曜日）午前10時
  - (2) 掲示場所  
公益社団法人調理技術技能センター掲示板  
県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板（県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。）
  - (3) ホームページ  
公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス  
<https://chouri-ggc.or.jp>
- 7 問い合わせ先
- (1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当  
電話 03 (3667) 1815
  - (2) 青森県健康福祉部保健衛生課  
電話 017 (734) 9213

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭